

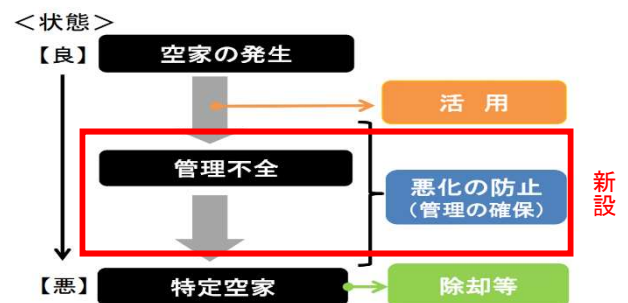
見附市空家条例改正について

1. 空家条例改正の理由

『空家等対策の推進に関する特別措置法』（以下空家特措法）の一部を改正する法律が令和 5 年 6 月に公布、12 月に施行されました。**特定空家になる前の対策を強化する等を目的に、空家特措法に新たに「管理不全空家等」が設けられました。**空家特措法改正に伴い、**当市でも「管理不全空家」の対応を可能とするため、**現行の『見附市空家等の適正管理に関する条例』（以下「現行条例」）を一部改正します。

2. 空家特措法改正内容

改正法律では、**所有者責務の強化**（国や地方公共団体が実施する施策に協力する努力義務を追加）の他、空家の「**悪化の防止（管理の確保）**」、「**活用拡大**」、「**特定空家の除却等**」の 3 本柱で対応を強化した。



(1) 悪化の防止（管理の確保）

① 特定空家化を未然に防止する管理

- ・ 放置すれば特定空家になるおそれのある空家を管理不全空家とし、指導・勧告等ができる。
- ・ 勧告を受けた管理不全空家は、特定空家と同様に固定資産税の住宅用地特例（1/6 等に減額）を解除することができる。

② 所有者把握の円滑化

- ・ 市区町村から電力会社等に情報提供を要請できる。

(2) 活用拡大

① 空家等活用促進区域

- ・ 市区町村が区域や活用指針等を定め、用途変更や建替え等を促進。
- ・ 市区町村長から所有者に対し、指針に合った活用を要請できる。

② 空家等管理活用支援法人

- ・ 市区町村長が NPO 法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定できる。
- ・ 管理活用支援法人は所有者等への普及啓発、市区町村から情報提供を受け所有者との相談対応を実施。

(3) 特定空家の除却等の円滑化

① 状態の把握

- ・ 市区町村長に報告徴収権を規定。

② 代執行の円滑化

- ・ 命令等の事前手続を経るとまがない緊急時の代執行制度（緊急代執行）を創設。
- ・ 略式代執行（所有者不明時の代執行）、緊急代執行の費用は、確定判決なしで徴収。

③ 相続放棄、所有者不明・不在の空家への対応

- ・ 所有者に代わって処分を行う「財産管理人」の選任を市区町村が裁判所に請求できる。

3. 現行条例改正内容

(1) 空家特措法改正に係る現行条例改正内容

① 管理不全空家等対応に係る改正

「管理不全空家等」を以下の条文に追加

- ・(第2条第1項(3)) 定義
- ・(第7条第1項及び第2項) 所有者等への通知の対象
- ・(第8条第1項及び第2項) 緊急安全措置の対象
- ・(第9条第1項) 関係機関への協力の対象

② 管理人の選任に関する規定の削除

- ・空家特措法に当該規定が明記されたため、条例(現条例第9条)より削除

(2) その他の改正内容

① (第2条第1項) 定義の追記・改正

- ・(1)「空家等」、(2)「特定空家等」を追加し、空家特措法の該当条文を明記
- ・(4)「市民等」の中に自治組織及び市民活動団体を追加
- ・(6)「関係機関」を追加

② (第6条第1項) 市の責務について定義の修正にともなう文言修正

③ (第8条第2項) 緊急安全措置に係る改正

- ・緊急時の対応について、不同意時の対応に加えて所有者不在時(相続放棄など)の措置についても記載

4. 今後のスケジュール

7月1日～30日	パブリックコメント実施
8月中旬	パブリックコメント意見集約
9月上旬	条例案議会提出
10月	改正条例の施行

5. 意見の提出

(1) 意見の提出方法

指定の様式に、氏名、住所、電話番号、意見を記入し、持参、郵送、ファックス、又はEメールで都市環境課へ提出してください。

<提出先>

見附市役所都市環境課

(〒954-8686 見附市昭和町2丁目1番1号)

T E L : 0258-62-1700 (内線163)

F A X : 0258-62-7062

Eメール: tokan@city.mitsuke.niigata.jp

(2) 意見募集の期間

令和6年7月1日(月)から7月30日(火)まで

(3) 意見の公表

お寄せいただいたご意見やご提案についてはその趣旨を十分考慮の上検討し、後日、その対応方針について市ホームページに掲載する予定です。

なお下記に該当する場合、全部又は一部を公表しません。

- ①見附市情報公開条例（平成 11 年見附市条例第 20 号）第 6 条又は第 7 条に規定する不開示情報に該当するおそれのある情報が含まれているとき
- ②賛否の意思のみが示されているとき
- ③ 条例に関係のない事項が含まれているとき